

No.	委員名	日付	該当ページ (9/7版)	意見（質問・要望含む）	対応	該当ページ (10/8版)
1	渡邊	9月9日	11	表記の誤り。「図表15 地域別要介護度別認定率の比較（参考）」となっているが、グラフは地域別のみのものであり、要介護度別にはなっていない。	指摘のとおり、修正対応。 修正前：「図表15 地域別要介護度別認定率の比較（参考）」 修正後：「図表15 地域別認定率の比較（参考）」	11
2	藤間	9月10日	7	(3)今後の見込み 高齢者人口の見込み（1行目） 「5万8,000人程度」を他の記述と平仄を揃え、「58,000人程度」とする。	指摘のとおり、「58,000人程度」へ修正する。	7
3	藤間	9月10日	26	図表39 手助けできること・してもらいたいこと（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）へ「全体（N=2,571）」を追記	指摘のとおり、「全体（N=2,571）」へ追記する。	24
4	藤間	9月10日	33	次期「府中市福祉計画」の検討審議中の内容も踏まえ、(7)「災害や感染症対策に係る体制整備」の内容を変更し、(7)「災害時に備えての体制整備」として、新たに(8)「新しい日常（生活様式）への支援」を項目追加し、感染症に関する課題を(8)に記述する。	指摘のとおり、分割整理をし、「感染症」に関する記述を独立化させた。	31
5	藤間	9月10日	39	上記理由と同様、「施策 災害、消費者被害、感染症への対策の充実」は「施策 災害、消費者被害への対策の充実」とし、感染症への対策については、新たに「新しい日常への支援」として施策番号を追加し、現状の課題、第7期の取組状況、施策の方向性各項目を記述する。 なお、「新型インフルエンザ等対策行動計画」での市の役割分担は、地域の実情に応じた計画の作成、住民の生活支援と独居高齢者への対策です。社会機能の維持に関わる事業者（医療関係者、公共サービス提供者等）は、社会的使命を果たすため、BCPの策定や従業員への感染防止策を実施する必要がありますので、これらについて、市として支援（事業等）する必要がある。	指摘のとおり、分割整理をし、「感染症」に関する記述を独立化させた。 ただし、名称については「新しい日常への支援」ではなく、「感染症対策の推進」として整理した。	37
6	藤間	9月10日	48	基本目標3 安心して暮らしている（下から2行目） 「自治会・町会等等」 重複しているので1個削除	指摘のとおり、「等」を1個削除する。	46
7	藤間	9月10日	72～74	39ページで述べたとおり、施策「新しい日常の支援」については、施策「災害、消費者被害」と分離し、単独で記述する。 なお、事業番号59の感染症に係るBCP策定および同61は「新しい日常の支援」事業であり、高齢者に対する新しい日常を支援する事業が他にあれば、追加して記述する。	指摘のとおり、施策番号を分離している（ ）。「事業番号60（旧59）介護サービス事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進」は、新型コロナウイルスへの対応も含められるが、位置づけは旧来のままとする。 「事業番号62～63（旧61）」は、高齢者全体に対するアプローチと、介護サービス事業者に対するアプローチとで異なるため、事業を分割した。	72～73
8	森村	9月14日	33	「p39施策 インフォーマルサポートで「病院、買い物等への付き添い」が在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスと謳っているのに、その具体的な対策の記載がないが、支援体制が足りているとの見解か？現場で家族が支援できない場合はケアマネが通院の介助を行っている実態があるが通院のインフォーマルはほとんどが家族。実際には家族が支援できない場合はケアマネが通院の付き添いをしたり、自費のヘルパーを利用している状況のため、インフォーマルサポートが十分に足りている状況ではなことを理解いただき、必要なサービスを構築していただきたい。	付添いなど必要なサービスの構築については、施策の方向性に包含していますが、対応方針（3）のリード文に、「このとき、地域で必要なインフォーマルなサポートの構築についても、生活支援体制の整備と関連付けて進めていきます。」を加える。	61
9	森村	9月14日	33	通院ができる手段を構築していただきたい。	8の対応に同じ。	
10	森村	9月14日	87	事業番号88において「介護サービス事業者は質の向上を目指し、自主的に行う研修・連携等の活動に対して助言・支援をします。」とあるが、各サービス事業所の連絡会への参加、情報提供だけではなく、前述の記載の支援を具体的に実施していただきたい。介護サービス事業者全体が行政と情報共有し、課題を介護サービス事業者全体で解決できるように支援をしてほしい。具体的には全介護サービス事業者が集まる機会を作る、その場所の提供をしていただきたい。	民間事業者である介護サービス事業者が組織する連絡会としての、集まる機会づくりや場所の確保など運営に関することは、自主的に行っていただくものと考えている。ただし、本市としては事業番号89（旧88）に記載のとおり、その活動に対して助言や支援をしていきたい。	86

No.	委員名	日付	該当ページ (9/7版)	意見（質問・要望含む）	対応	該当ページ (10/8版)
11	林	9月14日	53	事業番号4 令和3～5年度の計画欄、コミュニティバス運行のため、運行事業者に補助金を交付します。（随時）とあるが、「（随時）」は不要。	指摘のとおり、削除した。	51
12	林	9月14日	58	事業番号19 事業内容として「令和3年度より希望する要介護者が総合事業の対象とすることが可能になったため」とあるのは、介護保険の対象から外れるということか。対象者や単価の弾力化の有効性を見極めるとあるのがやや不安。	総合事業の対象者が要支援者等に限定されていることについて地域とのつながりの継続的を可能にするため弾力化であり、介護保険の給付を受けられることが前提となっている。市では給付の適正化が行われているため、事業番号19からは削除し「P47基本目標1」に追記することとする。	45
13	林	9月14日	61	事業番号27 フレイル予防の推進において「事業内容に心と体の健康チェックを実施し、市民のフレイル状態を把握します。」とあるが、このチェック対象者は、特定検診等の結果から把握したケアが必要な方と考えて良いか。特定検診等を受診しなかった場合は自己責任か。	心と体の健康チェックは、2歳刻みの70代の方全員が対象である。特定健診から把握したハイリスク者は、受診者が対象である。特定健診未受診者に対するフォローについては、保険年金課、健康推進課との一体化会議で検討していく（事業番号28）。	60
14	林	9月14日	85	事業番号85 介護保険サービス相談体制の充実において、令和3～5年度の計画として、新たに有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅に対する介護相談員の派遣の検討も踏まえとあるが、この派遣は市の方からご用聞きをするのか、事業者、利用者の依頼に基づいて実施するのか。	有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅に対する介護相談員の派遣を実施する場合は、市から対象施設に情報提供及び照会等をすることを想定している。	84
15	林	9月14日	95	「第6章1(2)PDCAサイクルによる地域マネジメントの充実」の本文2行目、「分析システムを活用することにより、の実績分析や各種事業」とありますが、「の」の前に何か文字がはいるのか、またはこの「の」は削除されるのか、意味がわかりにくいと思う。また、5行目の「利活用」は「活用」で良いと思う。	「介護給付費」を追記する。 「利活用」については、国の資料と共通表記にするため修正はしない。	96
16	林	9月14日	34～43	図表の再掲がたくさんある理由は。	余白を有効活用し、見やすさを追求したいため。	32～41